

着任のごあいさつ



この度の人事異動で関東信越国税局課税第一部審理課長から館林税務署長を拝命しました佐々木でございます。前任の平野署長に引き続き、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

私は、館林税務署は初めての勤務となります。製造業を中心とした県内随一の工業集積地を形成した活力ある地域であり、また、美しい自然と多くの名所・旧跡がある文化と歴史に彩られた人情味あふれる東毛地区に勤務できることを大変うれしく、光栄なことと思っております。

一般社団法人東毛法人会の皆様には、日頃から税務行政全般にわたり深いご理解と多大なご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

貴会におかれましては、よき経営者をめざすものの団体として会員の積極的な自己啓発を支援し、納税意識の向上と企業経営及び社会の健全な発展に大きく貢献されておられます。

これは、ひとえに谷田川会長をはじめとする現職及び歴代役員の皆様の優れたご指導と、会員の皆様の活発な活動の賜物であり、深く敬意を表する次第であります。

私どもいたしましても、引き続き、皆様と一緒に連携・協調を図り、税務行政の円滑な運営に努めてまいりたいと考えておりますので、ご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、令和5年10月1日から実施される消費税の適格請求書等保存方式、いわゆるインボイス制度につきましては、昨年10月から適格請求書発行事業者の登録申請の受付が開始されました。

インボイス制度の円滑な実施に向けては、事業者の皆様に本制度の理解を深めていただいた上で、それぞ

れの実態に応じた対応や準備を進めていただく必要があります。

このため、国税庁ホームページの「インボイス制度特設サイト」に、制度を解説した動画、各種パンフレットやQ&Aを掲載しているほか、オンライン説明会や事業者向けの説明会の開催や講師派遣など、本制度の周知広報に努めておりますので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

また、経済社会のデジタル化が急速に進展する中、経理の電子化による生産性の向上、記帳水準の向上等に資するため、令和4年1月以降、帳簿書類を電子的に保存する際の手続き等について抜本的な見直しがされた電子帳簿保存制度が開始されております。

この制度は、「電子帳簿等保存」、「スキヤナ保存」、「電子取引データ保存」の3つの制度から成っており、原則紙で保存が義務付けられている帳簿や書類を、電子データのまま保存するための制度であり、国税の納税義務の履行を確保しつつ、納税者等の帳簿書類の保存に係る負担を軽減する等の観点から導入された趣旨を踏まえ、その適正かつ円滑な執行に努めています。

特に、「電子取引データ保存」については、令和6年1月以降に行われる電子取引で送付・受領した電子データは、一定の保存要件に従い保存する必要がありますので、そのための準備が必要となります。

税務署でも、国税庁HPに掲載しているリーフレットや一問一答などを活用し、制度の周知・広報に努めているとともに、説明会の講師派遣も行っておりますので、ご協力を賜りますようお願いいたします。

結びに、一般社団法人東毛法人会の益々のご発展と会員の皆様のご健勝を心からご祈念申し上げまして、着任のあいさつとさせていただきます。

関東信越税理士会館林支部所属・税理士

| | | | | | | | | |
|---------|--------------|-----|---------|---------------|-----|---------|--------------|-----|
| 井 上 均 | 0276-72-9772 | 館林市 | 久保田 昌弘 | 0276-62-1190 | 大泉町 | 栗 林 紀 昌 | 0276-46-1101 | 太田市 |
| 大 川 秀 善 | 〃 72-6844 | 〃 | 齋 藤 雅 弘 | 〃 89-0312 | 邑楽町 | 栗 林 盛 男 | 〃 46-1101 | 〃 |
| 大 島 良 一 | 〃 75-9307 | 〃 | 久保田 淳 | 080-3157-0609 | 太田市 | 小 林 達 也 | 〃 45-2701 | 〃 |
| 大 谷 政 昭 | 〃 73-1780 | 〃 | 久保田 信男 | 0276-48-5220 | 〃 | 小 林 真 澄 | 0277-32-6334 | 〃 |
| 小 野 貴 子 | 〃 73-4221 | 〃 | 栗 田 誠 | 〃 25-0303 | 〃 | 小 林 陽 一 | 0276-45-1488 | 〃 |